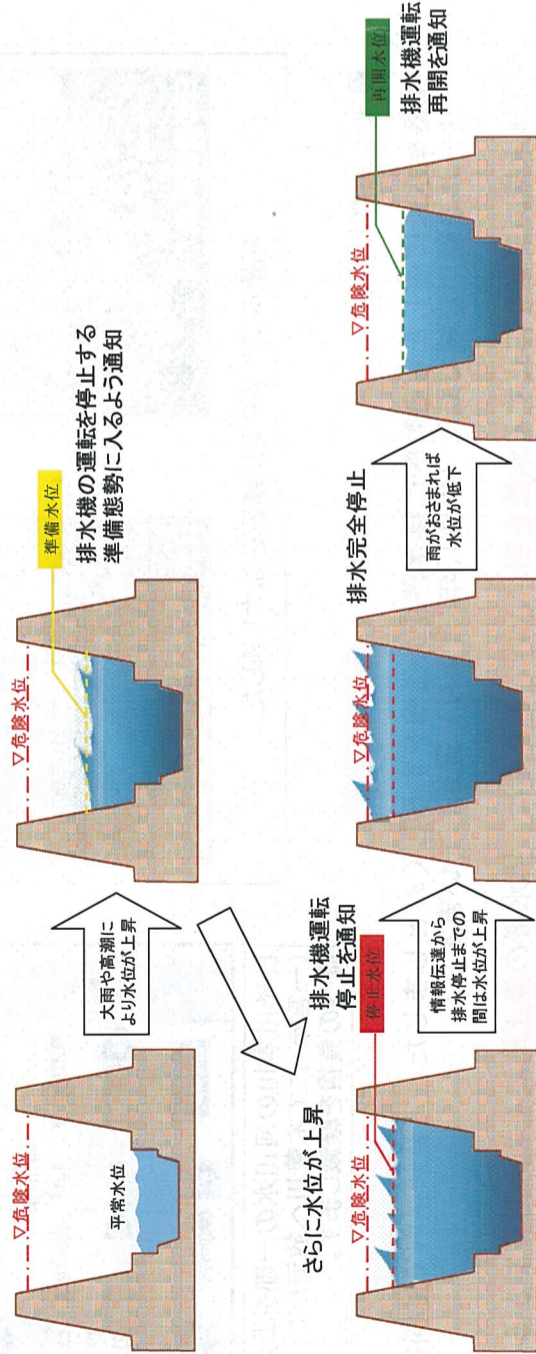




基準水位一覧表

単位流域	下流域	上流域
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所
準備水位	標高+1.05m	標高+1.50m
停止水位	標高+1.35m	標高+1.70m
再開水位	標高+1.25m	標高+1.60m

水位上昇のイメージ図



※危険水位とは、越水や破堤の恐れのある水位をいう。

過去の実績水位における発生頻度について

- 下流域（日光川内水位観測所）：データのある過去23年間で停止水位（標高+1.35m）に達した実績はありません。
- 上流域（古瀬水位観測所）：データのある過去36年間で停止水位（標高+1.70m）に達したのは2回のみです。（2回は昭和51年9月、平成12年9月東海豪雨であり、いずれも標高+1.71mでした。）

従って、今回策定したルールでは通常の雨レベルでは排水停止することはなく、巨大台風又は東海豪雨を超えるような異常な気象条件の中で河川水位が上昇する場合に備えたルールと言えます。

4. ルール見直しによる効果

従来のルールよりも的確で迅速な排水調整が可能となるとともに、排水調整実施の頻度やポンプ運転停止時間が減少することとなります。

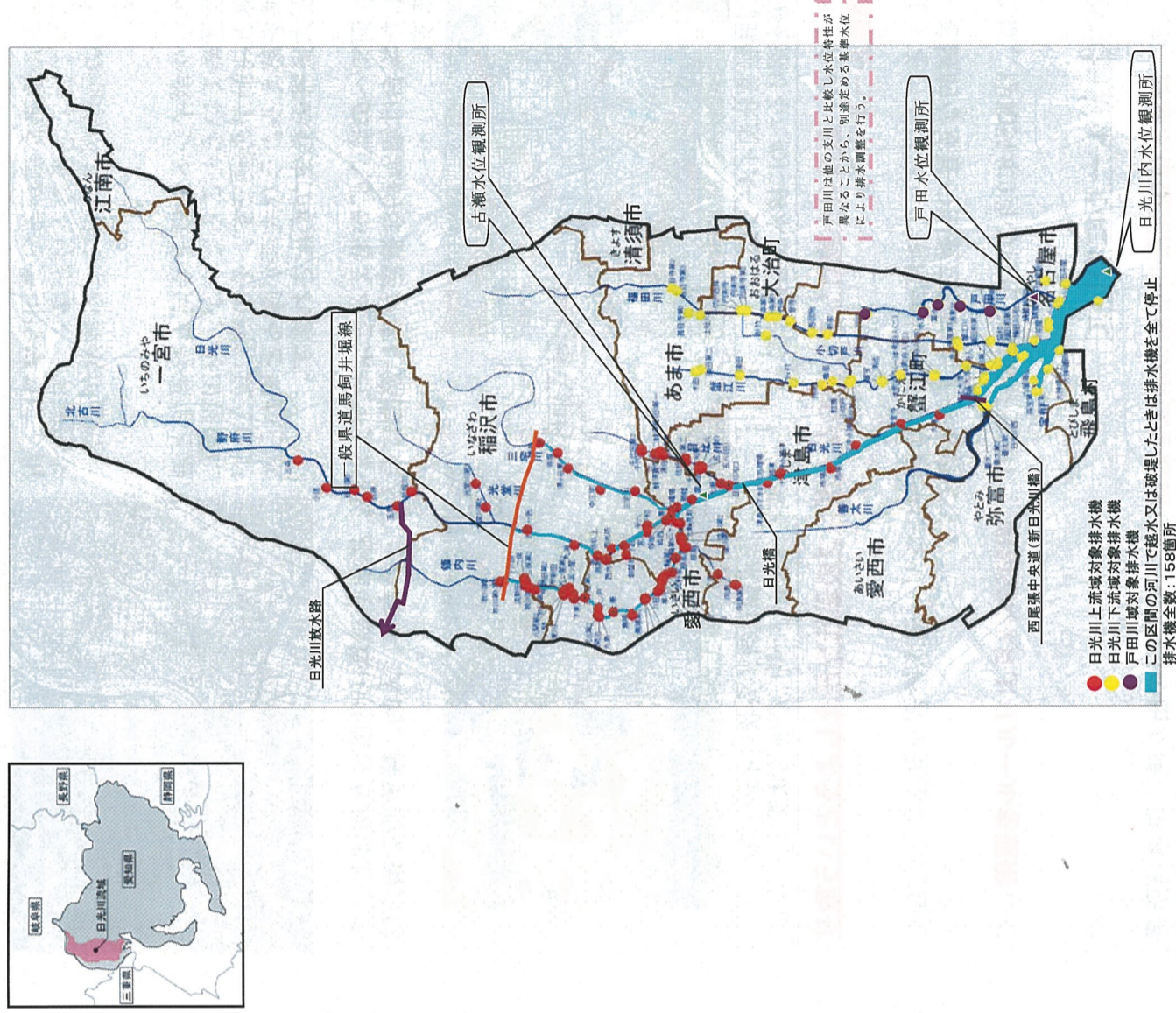
5. 新ルール適用日

平成22年7月1日から適用

6. 各流域の排水調整対象となる排水機

日光川流域市町村(9市2町1村)

名古屋市	一宮市	津島市	江南市	稲沢市	愛西市
清須市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛鳥村



7. お問い合わせとお知らせ

住民の皆様方に置かれましては、お住まいの市町村から配布されている洪水ハザードマップなどを活用され、“いざ”という時の備えをお願いします。このような、排水機の停止が極力生じないように、県では日光川の河川整備を全力で取り組んでまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

詳しくは下記までお問い合わせ下さい。  
 尾張建設事務所維持管理課 TEL 052-961-4421  
 一宮建設事務所維持管理課 TEL 0586-72-1415  
 海部建設事務所河川整備課 TEL 0567-24-2084  
 ホームページ http://www.pref.aichi.jp/0000032743.html